

## 2. 検査関係

- (1) 「ワンマンバス構造要件について」の一部改正について

自技第234号

自環第296号

平成13年1月5日

関東運輸局長 殿

自動車交通局技術安全部長

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「ワンマンバス構造要件について（昭和61年12月12日地技第228号地車第152号）」  
の一部改正について

自技第234号

自環第296号

改正平成13年1月5日

改正後		現 行	
別 添 ワンマンバス構造要件		別 添 ワンマンバス構造要件	
項 目	構 造 要 件	項 目	構 造 要 件
5. 客室内の 状況を確認 する装置	平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm）、 <u>曲面鏡（有効寸法約155mm×300mm以上、曲率約1000mmR以上）</u> 又はモニター装置を備えること。 ただし、 <u>平面鏡及び曲面鏡</u> は前面窓上部に取り付けることとし、マイクロバス及び貸切バスにあつては、小型平面鏡（有効寸法約90mm×200mm）とすることができる。	5. 客室内の 状況を確認 する装置	平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm） 又はモニター装置を備えること。 ただし、平面鏡は前面窓上部に取り付けることとし、マイクロバス及び貸切バスにあつては、小型平面鏡（有効寸法約90mm×200mm）とすることができる。

## ワンマンバス構造要件

項 目	構 造 要 件
1. 乗降口の数とその位置	乗降口は2か所以上とし、前扉はフロントオーバーハングの部分に、後扉はホイールベース間又はリヤオーバーハングの部分に設けること。ただし、路線を定めて定期に運行するバス（以下「乗合バス」という。）のうち乗車定員29人以下のバス（以下「マイクロバス」という。）及び乗合バス以外のバス（以下「貸切バス」という。）にあつては、1か所以上とすることができる。
2. 乗降口扉	前扉は車外が見通せるように窓を設けたものとし、後扉のうちホイールベース間に設けられるもの（マイクロバス又は貸切バスに設けられるもの、乗車口として使用するもの及び転用改造するものを除く。）にあつては有効幅800mm以上とすること。
3. 扉の開閉（制御）方式	(1) 乗合バスの扉の開閉は、自動式とし、後扉に開閉の予告ブザを取り付けること。 (2) 乗合バスの後扉付近には、ブザが鳴るとドアは自動開閉する旨の表示をすること。
4. 扉非常開閉コック	自動扉には、車内外から手動で開放できる非常開放コックをその付近に備えること。
5. 客室内の状況を確認する装置	平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm）、 <u>曲面鏡（有効寸法約155mm×300mm以上、曲率約1000mmR以上）</u> 又はモニター装置を備えること。ただし、 <u>平面鏡及び曲面鏡は前面窓上部に取り付けることとし、マイクロバス及び貸切バスにあつては、小型平面鏡（有効寸法約90mm×200mm）とすることができる。</u>
6. 後扉の階段上の乗客を運転者が確認する装置	(1) 乗合バス（マイクロバスを除く。）には、次の直接確認方式と間接確認方式とを併用すること。ただし、後乗り、前降り方式のバス（以下「後乗りバス」という。）にあつては、間接確認方式を省略することができる。 (イ) 直接確認方式 平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm）及び階段上面確認用の凸面鏡（有効寸法約280mmφ、曲率約1000mmR）又はモニター装置を備え、乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又は明るさがこれと同等以上の灯火を設けること。ただし、平面鏡は前面左窓上部に、凸面鏡は後扉上部に取り付けること。 (ロ) 間接確認方式 乗客が階段上にいる場合には、扉が閉まらない構造とすること。 (2) 間接確認方式の後扉の開閉装置の構造は、次の要件を備えること。 (イ) 戸閉装置は、戸閉二重安全装置（閉扉後又は走行中には扉が開かないように、電気回路を自動的に二重遮断する装置）を設けること。 (ロ) 戸閉スイッチ（扉に連動するスイッチ）は、走行中の振動又は扉のがた等によつて誤作動するおそれのないものであること。
7. 後扉の階段以外の階段等の上の乗客を運転者が確認する装置	「二階建バスの構造要件について」（昭和57年8月21日付け自車第656号・自安第177号）別添内部階段式二階建バス構造要件第2項に定める階段その他客

	<p>室を相互に連絡する階段若しくは階段（以下「階段等」という。）又は乗降口から客室に至る階段等を有するバスには、当該階段等の状況を確認するための平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm）若しくは凸面鏡（有効寸法約280mmφ、曲率約1000mmR）又はモニター装置を備えること。ただし、運転者が当該階段等の状況を直接又は5項に規定する装置で確認できるバスにあつては、この限りでない。</p>
8. 後扉の車外の乗客を運転者が確認する装置	<p>乗合バス（後乗りバス及びマイクロバスに限る。）にあつては次の装置を有すること。</p> <p>(1) 車外左前方のバックミラーは大型凸面鏡（有効寸法約300mm×143mm、曲率約1000mmR）とすること。</p> <p>(2) 乗車口の外側上部に20W（マイクロバスにあつては10W）以上の蛍光灯又は明るさがこれと同等以上の灯火を取り付け、開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上遅延して消灯する構造とすること。</p>
9. 車外用放送装置等	<p>(1) 乗合バスには、次の放送装置を備えること。ただし、マイクロバスにあつては、これを省略することができる。</p> <p>(イ) 車外用放送装置</p> <p>(ロ) 後乗りバスには、乗車口付近に乗客が運転者と通話できるインターホーンを備え付け、その使用方法を表示すること。</p> <p>(2) 運転者が運転席において乗降口その他客室内の状況を鏡により確認できないためモニター装置を備えるバスには、当該客室内に乗客が運転者と通話できるインターホーンを備え付け、その使用方法を表示すること。</p>
10. 乗客降車合図用ブザ又は単打ベル	<p>(1) 乗合バスに備え付けるブザ又は単打ベルの押ボタンは、次の例により取り付けること。</p> <p>(イ) 各側窓柱</p> <p>(ロ) 側窓柱1か所置き間隔及び取り付けない側窓柱付近の天井</p> <p>(2) 押ボタンの付近には、その使用方法を表示すること。</p>
11. 後輪巻込防止装置	<p>乗車口がホイールベース間にあるバスにあつては、空車時において取り付け地上高250mm以下の後輪巻込防止装置を取り付けること。</p>
12. 乗降口扉の表示	<p>乗合バスの乗降口扉の内側及び外側付近には、出口、入口等の表示をすること。</p>
13. 適用の緩和	<p>(1) 乗降のはげしくない路線において使用するバスにあつては、次の事項の適用を緩和することができる。</p> <p>(イ) 1項の「乗降口2か所以上のうち後の乗降口」</p> <p>(ロ) 2項の「有効幅800mm以上の後扉」</p> <p>(ハ) 3項の「後扉の開閉の予告ブザを取り付けること」</p> <p>(ニ) 6項-(1)-(ロ)の「間接確認方式」</p> <p>(ホ) 9項の「車外用放送装置」</p> <p>(2) 車両外部の行先系統番号の表示又は停留所における案内等が完備している場合は、9項-(1)-(ロ)の適用を緩和することができる。</p> <p>(3) 積雪地の路線において使用するバスにあつては、11項の後輪巻込防止装置の取り付け地上高は空車時において300mm以下とすることができる。</p>

## [改正の背景]

ワンマンバスの構造要件については、「ワンマンバス構造要件について（昭和61年12月12日地技第228号地車第152号）」により取り扱っているところである。

また、同通達別添「ワンマンバス構造要件」5. 客室内の状況を確認する装置の規定により、ワンマンバスの前面窓上部には平面鏡（有効寸法約130mm×280mm又は約180mm×280mm）又はモニター装置を備えることとされている。

しかしながら、最近のバリアフリー化等に伴い、ワンステップ又はノンステップ構造のバスが導入され客室内床面が低くなってきたことから、平面鏡を取り付けたとしても客室内の状況を確認することが困難な場合が発生していることが、（社）日本自動車車体工業会バス部会技術委員会（以下「バス委員会」という。）の調べで確認された。

バス委員会では、同通達で規定している平面鏡は従来型のツーステップバスであれば客室内の確認が容易であるが、ワンステップ又はノンステップ化されたバスの場合では一部不都合が生じるおそれがあるため、従来の平面鏡に加え新たな後面鏡を設置することで対応していた。

また、バス委員会において他に有効な対策を検討してきたところ、曲面鏡（有効寸法約155mm×300mm以上、曲率約1000mmR以上）を使用することにより1枚の後面鏡での客室内の状況を確認することが有効な対策であることが判明した。

このため、バス委員会から、今般、同通達の規定を一部改正することにより、曲面鏡の設置を行えるようにしてほしい旨の要望が提出されたため、運輸省で内容を検討したところ、乗客の安全性を確保する上でも必要な措置であるとの結論に達したことから、同通達の改正を行うものである。